

資料10 完成図書

提出図書は、全ての電子データ(CADデータ、word、excel及び全てのpdfデータ)について提出すること。

図書の記載内容については、適宜、市と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合がある。

その他必要な書類については、市と協議の上、提出を行うこと。

提出書類	部数	サイズ	備考
竣工図(建築、電気、機械)	1部	A1	製本
	2部	A3	製本
竣工図(什器・備品配置表)	2部	A3	製本
工事内訳書	2部	A4	ファイル綴じ
図面等が収録された電子媒体	1部	適宜	CD-R等(CADデータ(dwg、dxf、jwwの全ての形式で提出)、pdf)
取扱説明書	2部	A4	ファイル綴じ
保全に関する資料	2部	A4	ファイル綴じ
工事記録写真	2部	適宜	適宜(電子データを含む)
什器備品リスト	2部	A4	ファイル綴じ
什器備品カタログ	2部	適宜	適宜
竣工写真	2部	適宜	適宜(電子データを含む)※外観、主要室等
竣工検査調書(事業者によるもの)	—	適宜	原本
官公庁届け出書類	1部	適宜	
その他必要な資料等	—	適宜	
電子データ	1部	適宜	適宜

注1 竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- ・事業者は竣工写真の使用が、第三者の著作権を侵害するものではないことを本市に対して保証すること。
- ・事業者は、竣工写真が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じること。
- ・竣工写真は、本市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- ・事業者は、あらかじめ本市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真を使用してはならない。
- ・竣工写真が本市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。